令和７年度　第９回　役員会議事録

（令和７年９月２６日開催分）

〔出席者〕

湊総長

稲垣理事、岩井理事、江上理事、小幡理事、北川理事、國府理事、椹木理事、野崎理事、引原理事

〔ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ〕

河野副学長、塩見副学長、杉野目副学長、髙倉副学長、時任副学長、米田副学長、山口監事、吉貴監事

・令和７年度第８回役員会議事録（案）について、了承された。

議　事

1. 国立大学法人京都大学の組織に関する規程等の一部改正及び京都大学監査室規程の制定について

プロボスト及びCFOに関し必要な事項を定めるため並びに新たに監査室を設置するために、以下の規程を一部改正及び制定する旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

①国立大学法人京都大学の組織に関する規程（一部改正）

②京都大学監査室規程（制定）

③京都大学におけるコンプライアンスに関する規程（一部改正）

④京都大学危機管理規程（一部改正）

⑤国立大学法人京都大学監事監査規程（一部改正）

2. 令和７年度国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等について

京都大学における令和７年度国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書について説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

3. On-site Laboratory の認定ついて

On-site Laboratory２件の認定について説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

4. 京都大学教員の任期に関する規程の一部改正について

次の理由により所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

１　大学院文学研究科附属文化遺産学・人文知連携センターにおける京大文化遺産調査活用プロジェクトにおいて雇用する准教授及び助教について、大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第８２号）第４条第１項第３号に該当する職として、同法第５条第１項の規定に基づき、任期を定めた雇用を行うため

２　大学院工学研究科における建築次世代育成プログラムにおいて雇用する教授、准教授、講師及び助教について、大学の教員等の任期に関する法律第４条第１項第３号に該当する職として、同法第５条第１項の規定に基づき、任期を定めた雇用を行うため